

# 平成30(2018)年度 東京大学大学院総合文化研究科修士課程学生募集要項

## 言語情報科学専攻・超域文化科学専攻 地域文化研究専攻・国際社会科学専攻

### 教育研究上の目的

本研究科は、学際性および国際性を教育・研究の柱として専門分野についての深い理解の上に立った領域横断的研究による知の創成をめざし、確かな教養に支えられた総合的判断力をもって現代の社会と科学技術の様々な課題に取り組む能力をもち、教育・研究の分野のみならず社会の実践的分野においても国際的に指導的役割を果たすことのできる人材を養成することを目的とする。

### 求める学生像

- ・志望する専門分野に関する基礎的な知識・研究能力を有すると同時に、自らの専門の相対化を可能とする広い学識と領域横断的な視野を身につけることのできる人。
- ・現実世界の諸問題や学術的課題の解明と、新たな知的価値の創出を意欲的に目指しつつ、研究によって得られた知見を論理的にまとめあげ、国内外に発信できる表現力・語学力を身につけることのできる人。

## 1. 出願資格

- (1)日本の大学を卒業した者及び平成30(2018)年3月31日までに卒業見込みの者(第1号)<sup>注1)</sup>
- (2)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び平成30(2018)年3月31日までに修了見込みの者(第2号)<sup>注2)</sup>
- (3)外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について当該外国政府又は関係機関により評価を受けているものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日までに授与される見込みの者(第3号)<sup>注2)</sup>
- (4)文部科学大臣の指定した者又は文部科学大臣が指定した教育施設等を修了した者及び平成30(2018)年3月31日までに修了見込みの者(第4号)<sup>注3)</sup>
- (5)大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者及び平成30(2018)年3月31日までに授与される見込みの者(第5号)
- (6)個別の入学資格審査をもって、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科が認めた者で、入学時において22歳に達しているもの(第6号)<sup>注1) 注4)</sup>

注1)上記(1)、(6)の「日本の大学」とは、学校教育法第83条の定める日本国内の大学を示す。

注2)上記(2)、(3)には、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了した場合を含む。

注3)上記(4)に該当する者とは、次の学校又は教育施設の卒業者(修了者)等を示す。

- ・文部科学大臣の指定する外国学校日本校
- ・文部科学大臣の指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)
- ・旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校

注4)①上記(6)に該当する者とは、上記(1)から(5)に該当しない者のうち、4年制の大学に相当する教育施設の卒業者(修了者)等で、個別の入学資格審査により、日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者とする。

②上記(6)の資格により出願しようとする者は、出願前に書類による個別の入学資格審査を行うので、本研究科の指定する書類を平成29(2017)年9月19日(火)から9月25日(月)までに本研究科事務部(6.(1)エ.)に提出すること。出願資格及び提出書類等については、事前に本研究科事務部に問い合わせること。

③上記(6)に該当する者で、入学資格審査で日本の大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた者について、出願を受け付け、受験を許可する。なお、審査の結果は、平成29(2017)年10月27日(金)頃各自に通知する。

注5)上記(1)から(6)のいずれかに該当するとともに、会社・学校・官公庁等に在職中の者、その他社会人としての経験を有する者は、下記2.(2)の社会人特別選抜に出願することができる。

## 2. 募集人員

(1)本要項に記載の各専攻の募集人員は、下記のとおり。

専攻	募集人員
言語情報科学	25名
超域文化科学	35名
地域文化研究	33名
国際社会科学	21名

(2)募集人員のうち社会人特別選抜による者は、各専攻とも若干名である。

(3)試験の成績によっては、合格者数が募集人員を上回る場合又は下回る場合がある。

## 3. 選抜方法及び専攻別試験科目

(1)入学者の選抜は、第1次試験、第2次試験及び出身学校の学業成績による。

(2)第1次試験

ア. 各専攻の出願者は、下記の【筆記試験科目表1】に示した外国語科目及び専門科目の筆記試験を受験しなければならない。

(外国語(Ⅱ)[選択外国語]は、専攻ごとに指定された科目の範囲から出願の種別により定められた科目数を選択する。)

イ. 外国人出願者(外国人の社会人特別選抜出願者を含む)の第1次試験の外国語科目は下記の【筆記試験科目表2】によるが、教育課程の一部又は全部を日本において修了した者及び平成30(2018)年3月31日までに修了見込みの者は、下記の【筆記試験科目表1】により外国語科目を受験しなければならない。ただし、日本における在学期間が短い場合等はその限りではないので、出願前のなるべく早い時期に、本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること(専門科目の試験に関しては、日本人出願者と同様とする。)

ウ. 日本国籍を有する者であっても、日本語以外の言語で教育を受けたことにより、日本語能力の点で不利であると認められる場合には、外国人出願者と同じ条件での受験を認めることがあるので、出願前のなるべく早い時期に、本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。

【筆記試験科目表1】

専攻		試験科目						専門科目
		外国語科目						
		外国語(I)		外国語(II) [選択外国語]				
		一般出願者	社会人特別選拔出願者	科目	選択科目数			
一般出願者	社会人特別選拔出願者							
言語情報科学		英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、韓国朝鮮語、アラビア語、古典ギリシア語、ラテン語	2科目 (注1)	1科目 (注1)	専攻ごとに 出題する。	
超域文化科学	表象文化論	英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、韓国朝鮮語	2科目	1科目		
	文化人類学	英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国朝鮮語	1科目	1科目		
	比較文学比較文化	英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、韓国朝鮮語、アラビア語、古典ギリシア語、ラテン語、古典中国語(漢文)	2科目 (注2)	1科目		
地域文化研究		英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、イタリア語、スペイン語、韓国朝鮮語、ヒンディー語、アラビア語、古典ギリシア語、ラテン語	2科目	1科目		
国際社会科学	国際関係論	英語 I	英語 I	英語 II、フランス語、ドイツ語、中国語、ロシア語、スペイン語、韓国朝鮮語	1科目	1科目		
	相関社会科学	英語 I	英語 I					

(注1) 言語情報科学専攻においては、一般出願者は外国語(II) 2科目のうち1科目、社会人特別選拔出願者は外国語(II) 1科目に代えて、日本古典を選択することができる。

(注2) 超域文化科学専攻比較文学比較文化分野の一般出願者においては、古典ギリシア語、ラテン語及び古典中国語(漢文)から、2科目を選択してはならない。

【筆記試験科目表2】

専攻		外国人出願者に対する外国語試験科目
言語情報科学		英語 II 又は日本語のいずれか 1 科目
超域文化科学	表象文化論	日本語
	文化人類学	英語 I 及び日本語
	比較文学比較文化	日本語
地域文化研究		日本語
国際社会科学	国際関係論	英語 I 及び日本語
	相関社会科学	

### (3) 第2次試験

ア. 第2次試験は、第1次試験に合格した者について、提出論文・研究計画書等の審査及び口述試験により行う。また、外国人出願者に対し、専攻によっては外国語の筆記試験を行う場合もある。

イ. 口述試験は、専攻(分野)ごとに主として専門科目について行う。

(4) 社会人特別選抜においては、本人のこれまでの社会での活動、今後の計画も選考の要素として重視する。

## 4. 試験期日及び場所

### (1) 第1次試験

期 日 平成30(2018)年1月20日(土)

場 所 東京大学大学院総合文化研究科

時間、試験室等については、受験票とともに郵送する「第1次試験受験者心得」による。

### (2) 第2次試験

期 日 下表の日程による。

専 攻		試 験 日
言語情報科学		平成30年2月13日(火)～2月15日(木)
超域文化科学	表象文化論	平成30年2月13日(火)
	文化人類学	平成30年2月13日(火)
	比較文学比較文化	平成30年2月13日(火)～2月14日(水)
地域文化研究		平成30年2月13日(火)～2月14日(水)
国際社会科学	国際関係論	平成30年2月13日(火)
	関連社会科学	

場 所 東京大学大学院総合文化研究科

日時、試験室等については、平成30(2018)年2月5日(月)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)に発表するとともに第1次試験合格者各自に通知する。

## 5. 合格者の発表及び入学手続

(1) 第1次試験合格者については、受験番号を平成30(2018)年1月26日(金)正午に、総合文化研究科掲示場(東京大学教養学部正門入って左側)及び総合文化研究科ホームページ(URL <http://www.c.u-tokyo.ac.jp/index.html>) に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(2) 第2次試験合格者(入学許可内定者)については、受験番号を平成30(2018)年2月28日(水)正午に、上記掲示場に発表するとともに本人宛に通知する。

なお、電話による問い合わせには一切応じられない。

(3) 入学許可の通知は、平成30(2018)年2月28日(水)頃、本人宛郵送により行う。

(4) 入学許可の通知を受けた者は、その際に送付された入学手続要領に従って、平成30(2018)年3

月中の所定の期間内に、必要な入学手続(入学料の納付及び入学手続書類の提出)を行うこと。所定の期間内に入学手続を行わない場合には、入学しないものとして取り扱う。

(5)入学時に必要な経費(平成30(2018)年度予定額)  
(日本政府(文部科学省)奨学金留学生に対しては徴収しない。)

- ア. 入 学 料      282,000円(予定額)
- イ. 授 業 料      前期分267,900円(年額 535,800円)(予定額)

注)上記納付金額は、予定額であり、入学時又は在学中に学生納付金改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金額が適用される。

## 6. 出願手続

(1)出願方法

- ア. 出願は、郵送(書留速達郵便)に限る。
- イ. 郵送にあたっては、下記(2)の出願書類等を一括して本研究科所定の封筒に入れ、郵便局で「書留速達郵便」と指定して送ること。また、下記受付期間内に所定の書類等が完備しない願書は受理しない。
- ウ. 受 付 期 間      平成29(2017)年11月6日(月)から11月10日(金)まで  
(受付期間後に到着したのものについては、11月10日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)
- エ. あて先・      〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1  
    問合せ先      東京大学大学院総合文化研究科事務部教務課総合文化大学院係  
    電話      03-5454-6050(6049)

(2)出願書類等

- ア. 入 学 願 書      本研究科所定の用紙に所要事項を記入したもの。
- イ. 成績証明書      出身大学(教養課程を含む。)のもの。  
(原本に限る)      本学の学部を卒業した者又は卒業見込みの者は、学部専門科目の成績のみ提出すること。ただし、本学出身者で言語情報科学専攻を志望する者は、教養学部(1・2年)の成績を併せて提出すること。
- ウ. 卒業証明書      在学中の者は3月の入学手続の際に提出すること。卒業見込証明書は不要。  
(原本に限る)      なお、外国の大学を卒業した者は、学士の学位が確認できる証明書を併せて提出すること。  
    また、外国の大学で証明書を発行できない場合があれば、事前に本研究科事務部(6.(1)エ.)に問い合わせること。
- エ. 写 真 3 葉      3か月以内に撮影した正面上半身脱帽のものを、願書及び受験票に貼付して  
(同一のもの)      提出すること。
- オ. 受験票送付用封筒      本研究科所定のものに出願者本人のあて名を記入し、362円分の切手を貼ること。
- カ. 宛名ラベル      本研究科所定のものにそれぞれの送付物を受信する場所(日本国内)を記入すること。
- キ. 検 定 料      30,000円  
    銀行振込もしくはコンビニエンスストア又はクレジットカードでの払込に限

る。いずれの場合においても振込手数料又は払込手数料は出願者本人の負担となる。

(外国人出願者のうち日本政府(文部科学省)奨学金留学生は、検定料は不要。ただし、本学に在学中(研究生を含む)の者以外は、日本政府(文部科学省)奨学金留学生である証明書を提出すること。)

#### 【銀行振込の場合】

所定の振込依頼書に必要事項を記入のうえ、最寄りの金融機関(ゆうちょ銀行・郵便局不可)から振り込むこと(ATM、インターネット等は利用しないこと)。振り込みの際、振込金受取書(B票)及び振込金受付証明書(C票)を受け取り、振込金受付証明書(C票)を入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。振込金受取書(B票)は領収書なので、大切に保管すること。

#### 【コンビニエンスストアでの払込の場合】

コンビニエンスストアは、セブン-イレブン、サークルK、サンクス、ローソン、ファミリーマート、ミニストップに限る。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、「入学検定料・選考料 取扱明細書」の「収納証明書」部分を切り取り、入学願書(正)の裏面の所定欄に貼り付けること。

#### 【クレジットカードでの払込の場合】

クレジットカードは、ビザカード(VISA)、マスターカード(Master)、UCカード、JCBカード、アメリカン・エクスプレスカード(American Express)が利用可能。

実際の払込に関する操作手順や注意事項については、別紙「東京大学大学院総合文化研究科コンビニエンスストア・クレジットカードでの検定料払込方法」を参照のうえ払い込むこと。払い込み後、印刷した「受付完了画面」を出願書類に同封すること。

(3)外国人出願者は、上記(2)の出願書類等のほかに、次の書類を提出すること。

日本語能力証明書 日本語の指導教授、又はこれに準ずる者が記入したもの。  
ただし、日本の大学を卒業した者又は卒業見込みの者は、提出不要。

## 7. 注意事項

(1)同一年度において、本研究科内の2つ以上の専攻(分野・系)及びプログラムに出願することはできない。また、他の研究科等と重複して入学することはできない。

(2)出願手続後は、どのような事情があっても、書類の変更は認めない。また、検定料の払い戻しはしない。ただし、出願以降において、氏名、現住所、受信場所等に変更が生じた場合には、速やかに本研究科事務部(6.(1)エ.)に届け出ること。

(3)受験票及び「第1次試験受験者心得」等は、平成29(2017)年12月6日(水)頃に直接本人宛に郵送する。送付予定期日から、7日間経過しても到着しない場合は、本研究科事務部(6.(1)エ.)に連絡すること。

(4)障害等のある者は、受験及び修学上特別な配慮を必要とすることがあるので、これを希望する者は出願時に本研究科事務部(6.(1)エ.)に申し出ること。

(5)在職中の者は、次の点に注意すること。

ア. 大学院に入学を許可された場合、在学期間中は大学院の学業に専念すること。

- イ. 在職のまま大学院に入学をしようとする者は、入学手続の際に、在学期間中は学業に専念させる旨を記した、勤務先の長(任命権者又はそれに準ずる者)による証明書を提出すること。
- (6)事情によっては、出願手続、試験期日等を変更することがある。その場合は、あらためて通知する。
- (7)外国人は、入学手続までに、「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」において大学院入学に支障のない在留資格を有すること。
- (8)入学手続後は、どのような事情があっても、入学料の払い戻しはしない。
- (9)出願に当たって知り得た氏名、住所その他の個人情報については、①入学者選抜(出願処理、選抜実施)、②合格発表、③入学手続業務を行うために利用する。また、同個人情報は、入学者のみ①教務関係(学籍、修学等)、②学生支援関係(健康管理、就職支援、授業料免除・奨学金申請、図書館の利用等)、③授業料徴収に関する業務を行うために利用する。
- (10)入学者選抜に用いた試験成績は、今後の本学の入試及び教育の改善に向けた検討のために利用することがある。
- (11)出願書類における履歴等について虚偽の記載をした者は、入学後においても遡って入学を取り消すことがある。

平成29(2017)年7月